

## 北庁舎本格活用に関する庁内検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 北庁舎の本格活用に関する検討及び庁内調整を図るため、北庁舎本格活用に関する庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北庁舎の本格活用に関する取組の進捗確認及び庁内調整に関すること。
- (2) 課題への対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、総務企画局長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 座長は、検討会議を招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

### (検討部会)

第5条 検討会議に付議する事項について調査、検討及び意見調整を行うため、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 部会長は、総務企画局総務部長をもって充てる。
- 4 副部会長は、総務企画局総務部庁舎管理課長をもって充てる。
- 5 部会長は、検討部会を招集し、その事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 検討会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局を総務企画局総務部庁舎管理課に置く。

### (その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

|    |         |
|----|---------|
| 座長 | 総務企画局長  |
| 委員 | 財政局長    |
|    | 健康福祉局長  |
|    | まちづくり局長 |

別表第 2（第 5 条関係）

|      |                        |
|------|------------------------|
| 部会長  | 総務企画局総務部長              |
| 副部会長 | 総務企画局総務部庁舎管理課長         |
| 部会員  | 総務企画局総務部庁舎管理課担当課長      |
|      | 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長    |
|      | 総務企画局公共施設総合調整室担当課長     |
|      | 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 |
|      | 財政局財政部財政課担当課長          |
|      | 健康福祉局総務部企画課長           |
|      | 健康福祉局総務部施設課長           |
|      | 健康福祉局保健医療政策部地域医療課長     |
|      | 健康福祉局保健医療政策部医事・薬事課長    |
|      | 健康福祉局市立看護大学事務局担当課長     |
|      | まちづくり局施設整備部施設計画課担当課長   |